平成30年度

事業計画書(案)



南島原市教育委員会

各課の施策

1 教育総務課の施策

(1) 教育環境の整備と充実

学校は学習の場であると同時に、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であることから安心、安全、快適な環境が確保されなければならない。また、地域住民にとってはスポーツ文化等の拠点となる公共施設であると同時に、災害発生時には緊急避難場所としての重要な役割も担っている。そのことを踏まえながら日々発生する破損や老朽化に伴う機能低下の復旧措置を早急に行い、安心・安全な教育環境を整える。

平成26年度で全学校の耐震補強工事が完了し、平成27年度からは非構造部材 改修工事を進めており、本年度も校舎及び体育館の非構造部材改修工事を実施する 予定である。

有家小学校については、新校舎建設工事にかかる仮設校舎建設工事及び既存校舎 解体工事を実施する予定である。

また、快適な教育環境づくりとして、西部地区小学校の普通教室におけるエアコン設置、和式トイレの洋式化などの工事を年度計画により実施する予定である。

なお、昨年度から、学校施設の教育環境整備の財源を確保するための基金積立を 実施しており、本年度も引き続き、基金の積み立てを行っていく予定である。

(2) 南島原市奨学資金貸付制度

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する者の子弟で、学習意欲に富み、 しかも成績優秀で、将来の夢に向かって大きな志を持ちながら、学費を払うことが できないという経済的理由により修学が困難な学生に学資を貸与し、将来社会に貢 献できる有能な人材を育成することを目的とする。

- ① 奨学金の貸付について
 - 新規募集期間

毎年4月初旬から5月下旬まで

(募集については、本市広報紙3月号及びホームページで周知する。)

- ・貸付を受ける者の条件
 - 1)経済的理由により、修学が困難であること。
 - 2) 人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと。
 - 3) 貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人が存在すること。
- ・奨学金の貸与金額

貸付対象校	貸付金額(月額)		
高等学校等	15,000円以内		
大学(短大を含む。)	30,000円以内		
高等専門学校	30,000円以内		

専修学校(2年以上の専門課程に限る。)

30、000円以内

•貸付期間

奨学金の貸付期間は、在学する学校の正規の修業期間とする。

・貸付条件

奨学金の貸付条件は、無利子とする。

- ② 奨学金の償還方法
 - ・償還期間について

貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後(高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあっては、大学等の卒業後)から6月間据え置き、その後次の期間内に月賦、半年賦又は年賦いずれかの方法で償還する。ただし、都合により繰上償還することができる。

- 1) 高等学校等の修学期間のみ貸付けを受けた者 5年
- 2) 1)以外の者 8年
- ③ 資金の運用

奨学資金の貸付に関する事務を円滑かつ効果的に行うために、南島原市奨学資金貸付基金を設置し、経済的に困難をかかえながら、学業を継続する意思のある市内に住所を有する者の子弟で、高等学校等、大学(短大含む。)、高等専門学校及び専修学校(2年以上)に進む学生に貸与し、学費を払うことが困難となっている学生を応援する。奨学金が学生にとって大きな励ましとなり、学生の将来の人材育成にもつながる。

④ 滞納対策

返還金の確実な回収や延滞の防止及び延滞の長期化を防ぐため、自動口座振替制度加入の促進、口座振替不能者への督促書送付と電話督促、連帯保証人に対する督促の早期化など未納対策を実施し、制度の円滑な運用に努める。

(3) 奨学資金償還補助金交付事業

若者の南島原市内への定住促進を図るため、南島原市奨学資金の償還者に対し、南島原市奨学資金償還補助金を交付する。

① 補助金の条件

償還すべき期間に下記の全てに該当すること

- ・南島原市に住民登録があること
- ・就労していること (パート・アルバイト等を含む)
- ・償還すべき奨学資金を償還していること
- ・市税等の滞納が無いこと
- ② 補助金の額
 - 1年度間(4~3月分)で償還した金額の2分の1以内
- ③ 申請書類関係

「交付申請書」に添付すべき書類

- 奨学資金償還計画書
- 承諾及び委任状

「実績報告書」に添付すべき書類

- ·居住申出書
- 就労証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

2 学校教育課の施策

(1) 小学校適正規模・適正配置

『南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画』(平成24年度~平成28年度の5年次計画)に基づき、加津佐ブロック、南有馬ブロック、西有家ブロック、布津ブロックの統合・併合を、学校や保護者及び地域の理解を得ながら推し進めてきた。有家ブロックは、教室数の不足等の理由から校舎新築後の統合となる。深江ブロックについては、保護者及び地域の理解を得られていないことから、本校併合を見送っている。

今後の小学校適正規模・適正配置事業については、平成27年度から、有家ブロック小学 校統合準備委員会を設置し、保護者及び地域の理解を得ながら、有家ブロックの小学校統合 を進めている。

(2) 小中一貫教育の推進

平成28年4月の学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を推進するため、新たな学校として「義務教育学校」の設置が可能となる。「義務教育学校」とは、義務教育全体の質的向上を目的として、義務教育9年間の教育目標の設定や系統性を確保した教育課程の編成が可能となる、これまでの小中一貫教育を更に推進した学校形態である。この義務教育学校を市内の1中学校区に設置し、本市における小中一貫教育のモデル校とする。

平成33年度の義務教育学校開校を目指し、これまで先進地区視察を行ってきた。今後、 先進地区視察と保護者・地区説明会を実施する。

(3) 教職員研修「さきがけ」(平成28年度~平成30年度 3年次計画)

南島原市における喫緊の教育課題や教職員のニーズに応じた実践的な研修を行うことで、高い専門性と豊かな人間性をもった品格ある教職員を育成し、学校力の向上を図る。

① 運営方針

- ・南島原市の喫緊の課題に加え、教職員の希望する講座内容となるよう計画する。
- ・研修内容に応じて、外部講師を招聘する。また、必要に応じて、県教育センター等の 事業を活用する。さらに、内容によっては、中央研修や県の研修を受講した市内の教 職員の実践発表や講義・講話も取り入れる。

② 開設講座

・各職種や教育内容を基にした講座と全教職員を対象とした講座、受講希望者を募って 実施する講座等を開設する。

(4) 学校訪問(平成29年度~平成31年度 3年次計画)

校長の崇高な教育理念が着実に具現化される学校づくりへの支援や、学校の教育課題や 学習指導等の改善に関する支援を行う。

【訪問内容】 ·諸帳簿閲覧

- ・ 学校経営方針説明及び質疑応答
- ・研究授業及び施設・設備見学
- ・総括指導(校長・教頭)及び指導助言(各授業者)

(5) 指定研究

各学校の教育活動を進めるに当たっては、児童生徒に「生きる力」を育むことを目指し、 創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していかなければならない。その「生きる力」 を培うために必要なのが「学力」である。

現行学習指導要領は、基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに主体的に学習に取り組む態度など、「確かな学力」の定着を目指している。

この「確かな学力」の定着のために必要なのが、人格の形成である。人格の基盤の上に 育まれる「気力や知力、体力」でなければ、「生きる力」とはならない。

このような『生きるための学力と人間力の向上』について、先進的に研究する機会として本事業を設定する。

【運営方針】

- ・研究主題や内容は、自校の児童生徒及び教職員等の実態や地域の実態を勘案 して設定するとともに、校長の教育理念、教育努力目標等を具現化する。
- ・指定期間は、原則として2年間とする。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
野田小学校	大野木均	<u> 揚小学校</u>	小学村	交1校	小学校1校
堂崎小学校 西有家		小学校 1 校			
深江中学校	校 西有家中学校		中学校 1 校		中学校 1 校

(6) 特別支援教育等の充実(学力向上対策や子どもの悩み相談事業等も含む)

児童・生徒の支援にあっては、発達障害や学習障害、学校生活上の悩みや不安、及びそれらの複合的なもの等、様々な要因がある。そこで、従来の支援員等の枠組みを再検討し、より子どもの支援に対応できるようなものへと改善する。

具体的には、次のように考えている。

特別支援教育助手 子ども支援員 特別支援員(仮称) 通級型心の教室施設相談員 → 心の教室相談員

(7) 学校給食における自校方式調理場の段階的解消と南島原市学校給食センター(仮称)の建設

本市の給食調理場は、学校給食センター方式調理場と自校方式調理場が混在しており、一定の衛生管理の中で、安心・安全な学校給食を提供できる調理場の環境整備を図るため、自校方式調理場の段階的解消を行ってきた。現在、給食センター6施設、自校方式1校(加津佐小学校)の7調理場となっている。平成30年度は、建設工事に着手し、平成32年9月の供用開始を目指して取り組んでいる。

なお、加津佐小学校の自校方式調理場については、新給食センター建設に併せて自校方式を解消し、新給食センターからの調理・配送へ切り替える。

3 生涯学習課の施策

(1) 生涯学習のひとづくり・まちづくり

全国的に「地域消滅」などの危機が叫ばれ、「地方創生」が最重要課題と化している。そこで、課題解決に向けた共生・共助による活力あるコミュニティの形成が求められているが、そのためには、生涯学習の振興による地域づくりを担う人材を育成することが、社会教育の責務である。

生涯学習は、幼児期、児童期、青少年期、成人期、壮年期、老年期といったライフステージの中で行われ、心豊かで生きがいのある人生を送るために、生活の充実や職業の知識、技術の向上など自己の充実を目指し、一人一人が自由な意思に基づき行う学習活動である。

この生涯学習の取り組みによって、個人が豊かになり、その活動を通じて人々が触れ合い、 つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待される。

このように、自己を高める生涯学習はまちを創造していく活動へとつながり、まちづくりの原動力となるため、市民と関係団体、行政が一体となって生涯学習を進め、人と人、人と 社会がつながることで「新しい豊かさ」を実感できる活力ある社会の実現に努める。

① 生涯学習機会や情報提供の充実

それぞれの世代がライフステージに応じ、現代的課題に対応した多様な学習機会を提供するとともに、市民グループ育成及び文化協会との連携講座等も含めた情報提供を充実することで、学習の成果を人から人へ、地域社会の中へ、世代を超えて環流できるようなシステムの構築を目指す。

・幼児期から青少年期については青少年教育、家庭教育支援欄に掲載

ア 「公民館講座(成人教育)」

概要:知識・教養・現代課題講座8講座(4ブロック)、女性対象講座3講座、ふる さと再発見講座(2ブロック)、青年学級2講座、文化協会連携講座(50講 座)

イ「公民館講座(高齢者学級)」

概要:市内全町おいて高齢者が健康で生きがいのある生活がおくれるよう、健康講座、 消費生活問題などの講座を開催。この講座をきっかけとして、日常的に公民館 に集う、高齢者たまり場クラブへの移行を促進。

ウ 「公民館講座(地域公開講座)」

概要:長崎県立大学より講師を招き、市内公民館等を利用して専門的な立場からの地域課題・現代的課題に対応した地域公開講座を5講座実施。

工 「県立学校地域開放講座(成人大学講座)」

概要:県立学校(口加高校・翔南高校)の持つ教育的、文化的機能や施設機能を広く 地域社会に開放し、市民の教養や専門知識・技能を高め、生涯学習推進と地域 文化の向上に資する。

オ 「地域の力を考える集い」

概要:少子高齢化や過疎化が進み、家庭や地域の在り方大きく変化している。

このため、本市では「住み続けたい・住んでみたい」地域であるために、眠っている地域資源や地域人材の掘り起しなど、市内各地域において地域課題解決に向

けた地域づくりの取り組みをしている地域活動を紹介し、問題解決の仕組みづくり や持続可能な組織の形成を図っていく事を目的に第2回「地域の力を考える集い」 を開催。

② 社会教育推進体制の強化

社会教育活動全般の指導的役割を果たす社会教育主事の育成を計画的に進め、有資格者の配置増を図る。また、公民館をはじめ社会教育に携わる職員一人一人が危機感をもち、自己研鑽に努め、各種研修会への積極的な参加を通じて、職員の資質向上に努める。

- · 社会教育主事講習 1 名派遣
- ・県主催研修会への積極的派遣。市独自社会教育担当者研修会の開催。
- ③ 社会教育関係団体等との連携強化

市民の主体的な学習活動を支援するため、社会教育関係機関や団体との連携及び協力体制を担当者が地域に積極的に出向き強化する。また、公民館広報誌の作成や出前講座など情報を提供し地域住民から信頼されるような体制を築く。

- · 自治公民館連携事業 8 講座
- ·市政出前講座
- ④ 社会教育施設の有効利活用の推進

地域における様々な課題の解決につながるような学習や研修の機会を提供し、地域活動の拠点としての公民館等の社会教育施設の役割をより一層充実し、地域コミュニティの核となるような社会教育施設の利用促進及び有効活用に努める。

・公民館利用者倍増計画:小・中学生への学習習慣の定着を目的とした学習ルームの解放。高齢者の生きがいづくりや健康寿命を保つためのたまり場づくり。子育て世代が気軽に集えるわくわく広場の充実。

(2) 青少年教育

本市の将来を担う人材として、心身共にたくましく、心優しい創造力に富んだ子どもの育成は、家庭、学校を含めた地域全体で支え育んでいくことが重要である。自ら学び、自ら考える資質や能力を身に付けていく学習が子どもの育成には不可欠であり、異年齢集団や自然の中での様々な体験は、心豊かでたくましい子どもを育む上で必要かつ有効であることから、こうした機会の提供及び活動の拡充を図る。

また、青少年育成市民会議、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。

- ① 「ながさき土曜学習推進事業 寺子屋21 (文部科学省補助事業)」
 - 週末に、社会教育施設、廃校になった学校の社会体育施設等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習支援やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、夢や目標に向かって、たくましく生き抜く子どもの育成を図る。
 - ・実施期間:前期6月~9月、後期10月~2月
 - ・場所:市内約50箇所(学校、社会教育施設等)、約100教室
- ② 「放課後子ども教室推進事業 寺子屋 2 1 (文部科学省補助事業)」 放課後に学校や、社会教育施設等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習支援やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、夢や目標に向

かって、たくましく生き抜く子どもの育成を図る。

- ・実施期間:前期6月~9月、後期10月~2月
- ·場 所:市内約10箇所(学校、社会教育施設等)、約10教室
- ③ 「地域で学ぶ通学合宿事業(文部科学省補助事業)」

子どもたちが家庭から離れ、6泊7日程度の合宿生活を通して、日頃体験できない週末等の集団生活体験や自発的活動体験等を経験することで、家庭の大切さを実感するとともに、自主性や協調性を培い、心豊かにたくましく生きぬく能力を身に付けるとともに、保護者は家庭教育のあり方を見つめ直す機会とする。

また、学校支援会議等を有効活用し、事業に地域住民の参画を得ることで、子どもを核とした温もりのある地域づくりを図る。

・実施期間:6月~11月

・場 所:市内4箇所

④ 「長崎っ子を育む地域・家庭教育力向上推進事業(文部科学省補助事業)」

学校支援会議を核として、学校・家庭・地域が連携協働し、地域住民等の参画による 学校や地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、学校支援、家庭の教育力の向 上に向けた取り組みや放課後対策、子どもの安全確保のための見守り等、様々な教育支 援活動を行う。

平成26年度から平成30年度の5か年間モデル地域指定を受け、平成26年度から 有家小学校を指定し、平成28年度から南有馬小学校を指定校とする。

さらに、平成29年度からは布津小学校・飯野小学校・布津中学校合同の小中学校支援会議を指定し、学校支援、家庭教育力の向上に向けた取り組みを実施する。

また、指定校の取組だけでなく、市内全校の学校支援会議の機能強化を目指し学校支援会議研修会を開催。

- ・平成26年度から指定校:有家小学校
- ・平成28年度から指定校:南有馬小学校
- ・平成29年度から指定校: 布津小学校・飯野小学校・布津中学校(布津地区内合同の 小中学校支援会議)
- ⑤ 「放課後学習支援対策推進事業 南島原未来塾」

家庭の事情等で学習環境が不安定な中学三年生を対象に、放課後の空き教室や公民館等で地域の方々の参画を得て学習を支援する。

さらに、社会教育施設を活用し、小中学生の家庭学習の定着を目的とした学習ルームを開設する。

・実施期間:6月~3月

・場 所:市内8地区(旧町ごと)、公民館等の社会教育施設

⑥ 「交流事業および体験活動の充実(サマースクール)」

将来に対する目的意識や社会性、主体性を培うための様々な交流事業の推進と体験活動の充実を図る。

・実施期間: 夏休み等

·場 所:公民館等

⑦ 「親子プログラミング講座」

教育用のプログラミング言語を用い、ブロックを組み立てるようにコンピュータにプログラムをする過程で、「考える力」「つくる力」「伝える力」などの基本的能力の育成を図る。また、親子で簡単なゲームの共同制作を行うことによって、共感しあい、触れ合うことにより心の安定が生まれ、子育てに欠かすことができない、親子の絆及び家族の結びつきを深める支援にも併せて取り組む。

なお、平成30年度からは、昨年度から実施している小中学校の先生を対象とした講座に加え、市民を対象とした講座を実施しプログラミングサポーターの育成を図り、プログラミングの意義や必要性、操作スキルアップを図り、学校教育現場での活用につなげる。

・実施期間:5月~3月(年5回開催予定)

·場 所:公民館等

⑧ 青少年育成市民会議等の関係団体の活動支援

家庭、学校を含めた地域全体で子どもたちを支え育んでいくことは、今後の重要課題であり、引き続き、青少年育成市民会議、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。

ア
「青少年健全育成事業」

自然と遊ぼう、ファミリンピック、少年ソフトボール大会、少年の主張、夏休み帰宅放送、青少年の非行・被害防止全国強調月間の取組み、ココロねっこ運動の推進等イ 「子ども会育成事業」

リーダー研修会、指導者・育成者研修会、次期ジュニアリーダー研修、のびのび少年デー活動の普及推進、自治会活動との連携等

⑨ 青少年芸術鑑賞事業(ひまわり夢劇場・子ども夢劇場・子どもミニコンサート・青少年劇場、文化芸術による子どもの育成事業等)

幼児期・学童期・中学校期の多感な時期に、様々な舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、 豊かな感性を育む。併せて青少年の文化活動の推進を図ることを目的とする。

ア 「ひまわり夢劇場」未定

·期 日:6月~7月

・場 所:市内3ヶ所

イ 「子ども夢劇場」未定

·期 日:9月~10月

・場 所:市内4か所

ウ 「子どもミニコンサート」(小学生対象)

·期 日:6月頃

· 場 所:市内小学校(6校)

エ 「青少年劇場」未定

期 日:未定

場所:未定

オ 「文化芸術による子供の育成事業(巡回公演事業)」

·期 日:6月7日

・場 所:布津小学校 公演団体:志多ら(邦楽)

•期 日:9月5日

•場 所:西有家中学校

・公演団体:大阪フィルハーモニー交響楽団

(3) 家庭教育支援

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの豊かな情操や基本的生活習慣、思いやり、善悪の判断力など基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを養う上で、重要な役割を担うものである。

しかし、家庭を取り巻く環境は少子化や核家族化、人間関係の希薄化などにより、子育 てに不安や負担感を抱く親の増加が指摘されており、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社 会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていくことが強く求められている。

このため、福祉部局やPTAをはじめとする関係機関と連携し、子どもの成長期に応じた子育で支援、家庭教育支援により、家庭教育環境の充実と教育力の向上を図る。

① 学び合い・育ち合いのための学習機会及び学習プログラムの充実

乳幼児、児童・生徒を持つ親に対し、「子どもを教育することは親自身が自ら学ぶことである」との認識のもと、成長各期における子育て不安等の解消を目的として、学習プログラムを展開し、母親だけでなく父親が共に学びあえる家庭教育学級や、家庭教育に関する学習などの充実を図る。

また、子どもの多様な体験活動や親子での活動が不足し、家庭の教育力が低下している現実を踏まえ、家庭の日(第3日曜日)を中心に親子で自然体験や製作体験の触れ合いを通して、家庭の教育力や地域の教育力の向上を図り、家族のさらなる触れ合いや結びつきを支援することを目的として実施する。

さらに、家庭教育支援に関する事業を効果的に実施していくため、幼保育園・学校等の懇談会時に講師を招いての講演会開催や母子保健事業(健診、相談、教育)と連携・協力した事業の展開を推進する。

ア 「初めての親学び講座」(市内すべての初産母子対象:8講座×6回)

•期 日:随時

・場 所:公民館等の市内2ヶ所

イ 「親学び講座」(84講座)

•期 日:随時

・場 所:幼・保育園、小・中学校、公民館等 市内全域

ウ 「親子講座」(学級懇談会等における講座や親子体験型家庭教育学級 26講座)

•期 日:随時

・場 所:各学校、公民館等市内全域

工 「家庭教育講演会」

・期 日:7月・未定(2回開催予定)

場所:コレジョホール他

· 講 師: 未定

② 地域人材の育成

地域で支える体制づくりのために核となる人材として、育児不安、親子の学習支援、

結婚まで幅広く支援できる「家庭教育支援コアサポーター」の資質向上を図り、新米ママの育児不安解消等を目的とした初めての親学び支援プログラムを実施する。

また、子どもの発達段階に応じた「南島原市家庭教育支援プログラム」(MFP)を展開・進行するためのファシリテーターを養成し、親同士の話し合いの場をつくり、子育てに必要な知識やスキルを学ぶ支援を行い、家庭の教育力向上を図る。

そして、家庭教育等の不安や悩みを抱える家庭に対して、寄り添ったサポートを可能 とするため、幼保育園等と連携し、大学等専門機関の協力のもと、本市独自の「保護者 支援士」を養成する。

ア 「家庭教育支援コアサポーターフォローアップ講座」

・期 日:7月・1月(2講座)

•場 所:公民館等

イ 「南島原市家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座・フォローアップ 講座」

・期 日:6月・11月(2講座)

・場 所:コレジョホール等

ウ 「南島原市保護者支援士養成講座」

・期 日:7月開講予定 全10回

•場 所:公民館等

③ 家庭教育支援体制の充実

子育て世代を地域全体で支える体制をつくるため、家庭教育支援拠点施設「わくわく広場」を設置し、親の育ちを応援する学びの機会の充実や、親子と地域のつながりをつくる取り組みを推進する。そして、家庭教育の重要性について機関紙などを通じて広く啓発し、家庭や地域における教育力の向上に努める。

また、幼保育園・学校・地域の関係機関との連携、教育、福祉、医療などの専門家でつくる長崎女子短期大学の教育・研究に関する協定「子育て支援センター」の協力により、不安や悩みを抱く子どもと保護者などの相談に対応するための体制を整備し、機能の強化をはかる。

ア わくわく広場

· 期 日: 通年

・場 所:コレジョホール等

イ 大学連携事業「親育ち講座」

・期 日:7月開講予定 全10回

•場 所:公民館等

(4) 芸術・文化教育

本市は、彫刻家「北村西望」、洋画家「青山龍水」、書家「江川碧潭」など日本を代表する芸術家を数多く輩出しており、セミナリヨでは日本で初めての銅版画が制作された地でもある。先人の業績を顕彰するとともに本市が持つ豊かな自然・歴史・文化を継承し、市民の文化活動を支援しながら、芸術文化の振興と伝統文化の保存・継承を行う。併せて、地域における芸術・文化を活かした交流活動やコミュニティ形成に寄与するため、様々な

機関とのネットワーク形成やアーティスト・イン・レジデンスによる交流等を促進し、芸術・文化の創造、発信拠点の整備に努める。

また、関係機関との連携の下に芸術・文化に対する関心を高め、子どもたちにも郷土の歴史や文化に触れる機会を提供し、より市民に身近なものとして創造性豊かなまちづくりを目指す。

① 芸術·文化振興事業

芸術・文化の振興と豊かな地域づくりの推進を目指し、市民に親しまれる多様で優れた舞台芸術や展覧会の鑑賞機会を提供し、芸術・文化への意識と理解を高め、魅力ある芸術文化の創造・発展、地域の活性化を図る。

ア「南こうせつコンサート」

- · 期 日: 未定
- ・場 所:ありえコレジョホール
- イ 「うたのおねえさんパフォーマンスユニットチャオチャオコンサート」
 - ·期 日:未定
 - ・場 所:ありえコレジョホール
- ウ 「上妻宏光・佐藤竹善コンサート」
 - ・未定
 - ・場 所:ありえコレジヨホール
- エ 「NHK全国放送公開番組一演芸番組『真打ち競演』―」
 - ・期 日:未定
 - ・場 所:ありえコレジョホール
- 才 「中学校吹奏楽部合同演奏会」
 - •期 日:未定
 - ・場 所:ありえコレジョホール
- カ 「長崎県美術館 生涯学習事業 移動美術館」
 - •期 日:未定
 - ・場 所:ありえコレジョホール
- ② セミナリヨ現代版画展

本市は、約420年前に有家セミナリョにおいて日本で最初の銅版画が制作されるなど、西洋文化が華開いたまちである。この歴史的文化遺産を市の誇りとし、先人の国際性豊かな向学心や情熱を鑑として歴史と文化のあふれるまちづくりを目指しセミナリョ版画展を開催する。

- ・全国公募版画展覧会、展覧会期日:2月23日(土)~3月3日(日)
- · 巡回展:長崎県美術館他
- ・応募資格:小学生~一般、版種:制限なし
- ③ 文化団体育成支援事業

郷土芸能の継承や芸術文化活動の推進を図るため、その主体である個人や団体の活動を支援する。

ア 「文化団体育成支援事業」

個人または団体が文化部門で一定規模の大会に出場する際に補助金を交付し活動を

支援。小・中学生においては県大会以上、高校生及び一般においては九州大会以上の 大会であって、予選会を経て代表として出場するもの。

イ 「郷土芸能保存継承支援事業」

無形文化財である郷土伝統芸能を継承していくため、補助金交付によりその活動を財 政的に支援し、また会の運営が円滑にいくように必要な補助を行う。

④ アートビレッジ・シラキノ事業

本市は、四百年以上前の16世紀、イエズス会の中等教育機関であるセミナリョの学生たちによって、日本人の手による最初の銅版画が作られたまちである。

また、南島原市には、数多くの歴史的、また文化的遺産が数多く現存しており、その中でも原城跡は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として、平成30年の世界遺産登録を目指している。このような、南島原市が誇るこれらの歴史的文化遺産や先人たちの国際性や向学心を鑑として、「歴史と文化のあふれるまちづくり」を目指すことを目的に旧白木野小学校を、文化芸術を核とした地域交流拠点施設としてリノベーションを施し、本市における文化芸術活動の拠点施設として整備を行う。

ア 工房・ギャラリーの一般開放事業

- イ 教室・講座開催事業
- ウ アーティスト・イン・レジデンス事業
- 工 郷土芸能保存継承事業

(5) 読書教育

子どもの読書活動は、多くの言葉を学び、想像力、思考力、表現力を養うとともに、豊かな人間性や確かな学力を身につけるための基盤をなすものと位置付け、図書館・学校図書館・図書館ボランティアと連携・協力して発達段階に応じた読書活動を推進する。

また、市立図書館(室)が市内6館2室(各地区1施設)という恵まれた特色ある環境を活かし、市民がいつでも、どこでも、誰とでも気軽に利用できる生涯学習の場として、学習要求にきめ細かく応えられるよう、図書施設や図書資料等の読書環境の整備充実を図ることで、知の地域づくりを目指す。

① 子ども読書活動推進事業

学校図書館に市立図書館の司書を派遣し、読書指導計画等について情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス、資料選択をはじめとする学校図書館運営への助言等の体制づくりに取組、子どもの読書活動を推進する。

ア 「子どもと本でつながる学校と図書館」連携事業

- 期間:平成30年4月~平成31年3月
- ・場 所:市内全小・中学校
- イ 「お話しカーニバル in 南島原~きてみんね!!~」
 - ·期 日:平成30年10月(予定)
 - ・場 所:ありえコレジョホール
 - ・内容:ボランティアによる読み語り・ワークショップ・絵本作家による公演
- ウ 「絵本ライブ in 学校図書館」
 - 期 日:未定

· 場 所:市内小学校(2校)

② 読書サポーター養成事業

市立図書館や学校図書館における各種事業や、幼・保育園、その他の施設においても、 積極的なボランティアの活用が求められており、子ども読書活動に関わる人材の育成を 図る。

ア 「読書サポーター養成講座」

•期 日:年3回

・場 所:ありえコレジョホール又は西有家総合学習センター

③ 図書館友の会支援事業

市民の読書への関心を高めるため、市の図書館活動に協力、奉仕その他の諸活動を行っている各ボランティア団体の活動を支援し、さらに研修会や交流会の開催でそれぞれのスキルアップを図る。

ア 「南島原市図書館友の会補助金」

④ 図書館事業

親子で訪れやすい社会教施設としての図書館の機能強化を図り、人形劇やペープサート等による子どもの読書活動の推進を図るとともに、地域少子化対策に係る親子教室等の家庭教育講座や女性学級等を開催。

ア 「図書館まつり」 市内6図書館2室にて開催

イ 「図書館講座」

社会教育施設としての機能強化を図るため親子製作教室等の家庭教育、青少年教育講座を開催。

(6) 人権教育

一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会をつくるために、関係部署や機関と連携し、人権課題や同和問題について正しい理解や知識を身につけることを目的として、小・中学生に対して人権講演会や人権学習会を開催する。

① 「人権教育講演会」

・期日:12月(人権週間)

・場 所:市内各中学校(8校)

② 「人権学習会」

·期 日: 随時

• 対 象:市内小学校

③ 人権教育出前講座

•期 日:随時

•場 所:市内各地

(7) 東日本大震災支援事業

本市の中学生を東日本大震災で甚大な被害を受けた南三陸町へ派遣し、東日本大震災被災地でのボランティア活動や復興支援を行うことにより、本人や本市の将来について考える契機とするとともに、未来を担う人材を育成する。

①「心のふるさと交流事業」 南島原市内中学生(2・3年生)20~24人程度を派遣

·期 日:8月下旬

•場 所:宮城県南三陸町

4 スポーツ振興課の施策

ライフステージごとの体力向上のため健康づくりとスポーツを融合した事業の推進を図る。

(1) 子どもから高齢者の体力・運動能力向上

人は乳児期から青年期までに蓄えた体力と気力をもって、その後の長い人生を過ごさなければならない。子ども達にとって、早い時期からスポーツへの興味や親しみを覚えることは運動能力の向上に不可欠であると考える。また、青年期から高齢期の体力向上の対策としては、それぞれの年齢にあった運動の日常化をめざし、次の事業を推進する。

① 「南向きファミリー"元気"フェスタ!」

ア目的

心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現のためのスポーツ体験や、野 外活動などスポーツとしてのレクリェーション活動等を実施する。

居住する地域や自然を活用したスポーツイベントの開催や、身近に親しむことができるスポーツの推進を図る。

イ 内容

- 1) スポーツ体験を実施し、体を動かすことの楽しさを経験させる。
- 2) 親子で参加できるイベントの実施る
- 3) 運動能力向上講習会。

ウ対象

小学生以上の市民

エ 時期:10月

(2) 生涯スポーツの普及と育成

幸せで悔いのない人生を歩むためには、心身共に健康を保ち、意欲と情熱を持続しなければならない。年代に応じて設定した目標に向かって努力を続け、達成した喜びを感じながら次の目標に向かう人生こそ、生き甲斐に満ちた幸せな人生と言えよう。パートナー、チームメイトに恵まれればなおさらである。体力と気力を増進し維持して、生涯に亘ってスポーツを楽しみ、感動に満ちた人生を演出するために、次の事業を展開する。

① 市民スポーツ大会

ア目的

南島原市の競技スポーツの祭典として実施し、各競技団体の競技力の向上を図り併せて、スポーツを通した親睦と友愛の輪を広げ、市民交流の場をつくる。

イ 時期:7月~9月

② 新体力テスト

ア目的

市民のスポーツや体力への関心を高め、運動の実施率を向上させることを目的として本事業を展開する。テスト項目を統一することにより成年から高齢者までが、現在の自分の体力と全国の平均の体力とを比較することが可能であり、自身の現状を知ることができる。日常的に運動に取り組む市民の意識を育みたい。

イ 時期:10月実施

③ 総合型地域スポーツクラブNPO法人コミュニティスポーツクラブ「TEAMひまわり」の活動支援

ア目的

スポーツを通じて市民の体力の向上、生涯スポーツの普及、地域コミュニティーの 形成、異世代間の交流などを図り、スポーツを生活の一部として取り入れたライフス タイルを提案する。また、スポーツが「まち」の力になり、活力ある「南島原市」を 創造する。

イ 推進方法

行政・体育協会・クラブがお互いに支え協力し一体となって運営を支援する。

ウ 事業内容

スポーツ教室巡回指導(幼児)、各種スポーツ教室、文化的教室(年間)

【教育委員会委託事業】

④ スポーツ専門指導員育成事業

ア目的

生涯スポーツの普及と育成活動の中心となっている指導者の研修会を実施し、スポーツ指導員としての育成を目指す。

イ 事業内容

研修会、講習会等年1~2回

⑤ 各種スポーツ大会事業

ア目的

市民が生涯を通じて何らかのスポーツに取り組み、感動と楽しみの中に、健康で生き甲斐のある人生を送れるように諸事業を展開する。

イ 実施事業

- 1) 各種スポーツ教室(フィットネススクール):6月~1月実施
- 2) 第13回南島原市綱引き大会:6月実施
- 3) 第12回口加駅伝競走大会:12月実施
- 4) 第28回南島原市原城マラソン大会:2月実施
- ⑥ B&G海洋センター事業

ア目的

B&G海洋センター指導員による干潟体験や海洋性レクリェーション、マリンスポーツ等の自然を活用した体験事業を実施することにより、自然を楽しみながら環境を考える場を提供する。

イ 実施事業

- 1) 自然・スポーツ体験事業:6月~3月 実施
 - ・水辺の安全教室、干潟体験、自然散策、海苔つみ体験、イルカウォッチング、 釣り体験、カヌー教室、ニュースポーツ教室
- 2) マリンスポーツ:8月実施
 - カヌー、ローボート、スタンドアップパドルボード(SUP)等

5 文化財課の施策

(1) 埋蔵文化財の調査・記録保存

地中に埋もれた遺跡は埋蔵文化財といって、地域の歴史文化を理解する上で欠かせないものである。地表に顕在化していないため、主に発掘調査によってしか内容を確認できない。各種開発等により消滅の避けられない埋蔵文化財は、発掘調査によって内容を記録保存する。開発事業等が計画段階の場合は、現地保存について検討し、保存できない場合は関係者と協議を行って試掘調査・範囲確認調査を実施後、本調査を実施し埋蔵文化財の記録保存を行う。重要遺跡等においては確認調査や資料調査を実施し、以後の保存措置のための参考とする。(平成30年度事業)

① 開発関連

- ・市道城平上木場1号線、市道城平7号線道路改良事業に伴う慈恩寺跡発掘調査 (整理調査・報告書刊行)
- ・市道新田内野線道路改良事業に伴う内野貝塚発掘調査(本調査・整理調査)
- ・市道大坂池平線、市道川原新切線外、道路改良事業に伴う大坂遺跡発掘調査(本調査、整理調査、報告書刊行)
- ・諏訪地区圃場整備事業に伴う出口遺跡発掘調査(本調査・整理調査)
- 馬場地区圃場整備事業に伴う協議・調整
- 津波見地区圃場整備事業に伴う協議・調整
- 見岳地区圃場整備事業に伴う発掘調査(本調査・整理調査)
- ・有家中部地区圃場整備事業に伴う発掘調査(試掘調査・範囲確認調査)
- ・水無川上流右岸資材搬入路工事に伴う権現脇遺跡発掘調査(整理調査)
- ・赤松谷川2号導流堤嵩上げ工事に伴う権現脇遺跡発掘調査(整理調査)
- ・赤松谷川1号導流堤嵩上げ工事に伴う権現脇遺跡発掘調査(整理調査)
- 大苑地区圃場整備(整理調査)
- · 原尾地区圃場整備 (整理調查)
- 個人住宅建築等に伴う発掘調査
- 開発事業等の遺跡照会

(2) 文化財の周知公開および活用

文化財保護の目的は、文化財保護法第1条に示される「保存」とともに、その「活用」を もって国民の文化的向上ひいては世界文化の進捗に貢献することにあるとされる。すなわち 文化財の活用事業を充実させることにより、初めて文化財の保存措置も一定の役割を果たす ものである。

本市では文化財保護法の理念に基づき、人々が市の文化財を知り、学び、或いは触れて、 本市の歴史や文化を存分に感じられるような施策展開を図る。

(平成30年度事業)

① 開発事業照会業務

・遺跡の所在地や取り扱い等の照会に対応し、文化財の保護に努める。

- ② 指定文化財等の管理
 - ・除草作業、清掃作業及び伐採作業を実施し、指定文化財等の維持を図る。
 - ・南島原市市指定文化財の施設、指定標柱や説明板等の整備を行う。
- ③ 南島原市ホームページ等を活用した文化財の紹介
 - ・南島原市ホームページ等のメディア媒体を通じた文化財の周知を強化する。
- ④ 企画展の開催
 - ・発掘調査等によって得られた新たな知見、出土品等を活用した企画展を開催する。また、他の研究機関と連携し、既存の文化財についての周知を図り、文化財全体の啓発強化を図る。
 - ・歴史資料等の調査及び研究成果の周知を他の研究機関と連携しながら積極的に行う。
- ⑤ 資料館施設等の維持管理
- ⑥ 新口之津歴史民俗資料館(仮称)の実施設計及び展示工事